

議案第 71 号

農林緑推進課公用車の事故に係る損害賠償の額を定め、
和解することについて

西海市役所第 3 別館駐車場で発生した車両物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

記

- 1 相手方住所
氏名
- 2 損害賠償額 金 320,000 円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和 5 年 8 月 24 日午前 8 時 50 分頃
発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278 番地
2
西海市役所第 3 別館駐車場
- 4 事故の状況 西海市役所第 3 別館駐車場で、農林緑推進課職員が公用車を出庫するためエンジンを始動させたのち、荷物を積み込むために一旦降車した際、ギアがローギアに入ったままクラッチペダ

ルから足を離したため当該公用車が僅かに前進し、前方に駐車していた相手方車両の後方部に接触したことで、同部分を破損させたもの

施設損壊事故等発生概要書

相手方	氏 名			
	住 所			
事 故 日 時	令和 5 年 8 月 24 日 午前 8 時 50 分頃			
施設名等	西海市役所第 3 別館駐車場	事故原因	車両操作の誤り	
事 故 場 所	西海市役所第 3 別館駐車場 (西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278 番地 2)			
警 察 届 出	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> (西海警察署)	事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	農林緑推進課公用車を出庫するため、エンジンを始動させたのち、荷物を積み込むために一旦降車した際、ギアがローギアに入ったままクラッチペダルから足を離したため当該公用車が僅かに前進し、前方に駐車していた相手方車両の後方部に接触したもの			
事故状況略図	<p>The diagram shows a parking lot layout. At the top is a rectangular area labeled '車庫・倉庫' (Garage/Warehouse). Below it is a horizontal line labeled '駐車場' (Parking Lot). In the center of the parking lot, a car (represented by a triangle) is shown with an arrow pointing towards a truck (represented by a triangle with a black triangle on top). Below the parking lot is another rectangular area labeled '第 3 別館' (3rd Annex). To the right of the diagram, a legend indicates '自車 ▲' (Own car ▲) and '他車 △' (Other car △).</p>			
損害見積額	320,000円	損害賠償の方法	①. 損害賠償保険 (加入保険会社: 一般財団法人全国自治協会) 2. その他 ()	